

令和元年第4回定例会

総務民生常任委員会
会 議 録

期日：令和元年12月9日（月）

場所：大曲庁舎 第1委員会室

大仙市議会総務民生常任委員会会議録

日 時： 令和元年12月9日（月曜日） 午後1時59分～午後3時42分

会 場： 大仙市役所 3階 第1委員会室

出席委員（7人）

委員長	後 藤 健	副委員長	挽 野 利 恵
委員	古 谷 武 美	委員	佐 藤 文 子
委員	小 松 栄 治	委員	渡 邊 秀 俊
委員	金 谷 道 男		

欠席委員（0人）

説明のため出席した者

総務部長：舛谷祐幸	次長兼総務課長：佐々木隆幸
財政課長：伊藤公晃	
神岡支所長：小田原一春	西仙北支所長：佐々木孝雄
中仙支所長：今和則	協和支所長：和田義基
南外支所長：渡部幸誠	仙北支所長：藤嶋勝広
太田支所長：谷口藤美	

議会事務局職員出席者

事務局参事 進 藤 稔 剛

審議案件

- 第1 議案第127号 会計年度任用職員制度の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
 - 第2 議案第132号 大仙市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について
 - 第3 議案第133号 秋田県市町村総合事務組合規約の一部変更について
 - 第4 議案第150号 令和元年度大仙市一般会計補正予算（第8号）
 - 第5 陳情第31号 田仲野地区の家屋移転希望者の家屋移転に関する陳情書
 - 第6 陳情第32号 市議会として、秋田市新屋への地上イージス配備反対の意見表明を求める陳情
 - 第7 陳情第35号の2 お金の心配なく、国の責任で、安心してらせる社会の実現のため社会保障制度の拡充を求める陳情【項目（2）】
 - 第8 陳情第36号 若い人も高齢者も安心できる年金制度の実現を求める陳情
 - 第9 閉会中の継続審査調査の申し出にかかる事件について
-

午後1時59分

○委員長（後藤健） 皆さんお揃いですので、ただ今から始めたいと思います。

委員各位及び職員の皆様には、大変お忙しい中をお集まりいただきまして、ありがとうございます。それではただ今から総務民生常任委員会を開会いたします。審査にあたってはお手元に配布の審査表のとおり審査を行いますのでよろしくお願いいたします。

なお、正確な会議録作成のため発言はマイクのスイッチを入れてからお願いいたします。

○委員長（後藤健） 審査に入る前に当局からごあいさつをいただきます。舛谷総務部長
お願いいたします。

○総務部長（舛谷祐幸） 皆さんお疲れ様です。委員会審査をお願いいたします前に一言
ごあいさつを申し上げます。委員の皆様には、日頃より総務部が所管いたします各事務
事業の遂行に際しまして、ご指導ご協力を賜りまして厚く御礼を申し上げます。本日は、
総務部の案件としまして条例案2件、単行案1件、補正予算案1件の合計4件につきまして
ご審議をお願いするものであります。内容につきましては、この後、各担当課長から
説明させていただきますので、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願いを申
し上げます。また、本日の委員会審査終了後、大変恐縮ではございますけれども、大仙
市行政サービス改革大綱について、ご説明をさせていただくため常任委員会協議会の方
をお願いしております。重ねてお願いを申し上げましてあいさつとさせていただきます。
どうかよろしくお願いいたします。

○委員長（後藤健） ありがとうございます。

それでは、これより当委員会に付託された事件について審査をいたしますが、説明は、
簡潔にお願いいたします。なお、説明は座ったままで結構です。

○委員長（後藤健） はじめに、議案第127号「会計年度任用職員制度の施行に伴う関係
条例の整理に関する条例の制定について」及び議案第132号「大仙市会計年度任用
職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について」は関連がありますので、一括し
て、議題としたいと思いますがいかがでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（後藤健） 異議がないようでございますので一括して議題といたします。それでは当局の説明を求めます。佐々木次長兼総務課長。

○次長兼総務課長（佐々木隆幸） 総務課長の佐々木です。よろしくお願いいたします。

はじめに、本日出席しております総務課の職員を紹介します。職員班の班長であります、高橋学参事です。同じく、中邑真人副主幹です。文書法制班の班長であります、大釜弘靖です。主幹になります。以上になります。よろしくお願いいたします。

それでは、資料ナンバー１の議案書２２ページの方をご覧くださいと思います。

議案第１２７号の会計年度任用職員制度の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてをご説明申し上げます。

本案は、臨時職員や嘱託職員、非常勤職員の適正な任用、並びに勤務条件の確保を目的に、地方公務員法が改正され来年度から会計年度任用職員制度が導入されます。この制度導入に伴い、大仙市の職員の給与や勤務条件など、関係する１３の条例について会計年度任用職員の適用に係る規定を整理するものであります。そのほか法改正に伴う文言整理など所要の改正も行うものであります。

議案書の２３ページから２８ページになります。会計年度任用職員の制度施行に伴いまして、第１条にある大仙市職員定数条例から第１３条まで、大仙市の条例の中で改正を必要とする１３の条例につきまして、一部改正するものであります。この条例は、令和２年４月１日から施行するものであります。

続きまして、議案書３７ページになります。議案第１３２号の大仙市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定についてをご説明申し上げます。

本案は、来年度から導入する会計年度任用職員の給与及び費用弁償について、新たに定めるものであります。

議案書の３８ページをお願いします。第１条は制度の趣旨、第２条は、会計年度任用職員は、常勤職員に準ずるフルタイム職員と、パートタイム職員に分かれることを規定しております。第３条ですが、職員に支給される給与を定めておりまして、フルタイム職員には、給料のほか、初任給調整手当、地域手当、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、期末手当を支給します。

一方、パートタイム職員には、給料に当たる基本報酬に加え特殊勤務手当、時間外勤務、休日勤務、夜間勤務に係る報酬、並びに期末手当を支給することを規定しております。第

4条から議案書の42ページの第19条までは、フルタイム職員における、給料から期末手当などの支給に関する規定について整備しております。

第20条から議案書の45ページの第29条までは、パートタイム職員における、基本報酬や時間外勤務、期末手当などに係る報酬の支給に関する規定を整備しております。

なお、パートタイム職員にも、フルタイム職員の通勤手当と同様に、片道2キロメートル以上かかる職員には、通勤手当に当たる旅費の費用弁償を支給することになります。このことについては、第30条と47ページの第31条で規定しております。

また、第32条は給与の口座振替について、第33条は市長が特に認める職員の給与について、これは例えば、外国語指導助手のALT、国際交流員のCIRなどの給与については、別に定める規定をここで整備しております。

議案書48ページから60ページまでは、行政職と単純労務職、医療職の給料表を載せております。61ページには、各給料表の級に応じた基準となる職務の内容を定めた分類表を載せております。

これまで会計年度任用職員制度の条例つきまして、議案書に基づきご説明申し上げましたが、本日皆様のお手元にA3縦の両面印刷した資料を配布させていただいております。フルタイムとパートタイムに分けた制度の内容をまとめた概要版になりますので、こちらの方もご参考にお目通しくくださるようお願いいたします。この制度の施行期日ではありますが、令和2年4月1日から施行するものであります。

以上、議案第127号と議案第132号について、ご説明いたしました。よろしくご審議のうえ、ご承認賜りますようお願い申し上げます。説明を終わります。

- 委員長（後藤健） ありがとうございます。説明が終了いたしましたので、これより質疑を行います。質疑のある方はお願いいたします。はい、佐藤委員。
- 委員（佐藤文子） 非常勤特別職という中から、交通指導隊員と防犯指導員が削られており、条例が廃止になった訳ですけれども、この方々のこれからの身分はどういう位置付けになるのかということと、これまでの報酬はどういうふうになるのかということ第1点教えてください。それから2点目は、一般質問でも若干聞いた訳ですけれども確認ということで、現在の臨時、嘱託の皆さん6百数十人いらっしゃるようですけれども、この方々が希望する方は全て会計年度任用職員に移行できるのかどうか、というところ教えてください。まずこの2点についてお願いします。
- 委員長（後藤健） 答弁を求めます。佐々木次長。

○次長兼総務課長（佐々木隆幸） 佐藤文子委員のご質問にお答えします。はじめに交通指導員と防犯指導員の方々の件なんですけども、こちらも国の方針によりまして今回廃止させていただきました。大仙市としましては、この方々の皆さんにお支払いしている報酬額を下回らないような形の有償ボランティア、という新しい形で皆様にお仕事をしていただきたいをお願いをすることになっております。今いる方々から再度、有償ボランティアという形で、報酬も今より下回らないように設定しましてお願いすることになります。それから、2点目の臨時、嘱託の件なんですけれども、これにつきましては総務部長の方からお答えいただきます。

○委員長（後藤健） はい、総務部長。

○総務部長（舩谷祐幸） それでは2番目のご質問につきまして私の方から答弁させていただきます。一般質問の答弁の方でもさせていただきましてけれども、会計年度任用職員の任用に当たりましては、総務省のマニュアルというのでてます。出来る限り広く適切な募集を行ったうえで客観的な能力実証を行うことが必要であるとされております。しかしながら、現在任用している6百名から7百名に近い臨時職員の皆様についてですけど、これを新たに公募して、更に面接等を行うということは非常に膨大な業務量を伴うことにもなります。それから現在任用されている皆様につきましては、これまでの勤務実績、それからその職に対する能力、適正を判断できると我々思っています。ということから、引き続きその職が必要とされる職、もしかするとなかには要らなくなる職もあるかもしれませんが、ほとんどが必要になると思いますけれども、改めてその職が引き続き設置されて現在任用されてる方が、今の仕事にもう一回就きたいですよという希望をされた場合には、改めて能力とか適正を確認した上で、それからその臨時の方々には人事評価というのを、これ能力評価ですけども行っておりますので、その結果をふまえた上で、公募の対象外として引き続き任用をして行きたいと考えております。来年度はそうですけれども、次年度以降についても、改めてその方が任用されたものであると整理した上での話ですけども、前年度の勤務実績ですとか人事評価等を考慮して能力評価を行うんですけれども、これ各年度における判断になりますけれども、公募によらない再度の任用が出来ることになっております。そういうことを行おうと思っております。再度の任用についてですけども、大仙市の場合は連続して4回、ということは5年間その方を任用するというような予定にしております。国の方では連続2回、所謂3年間という規定にしておりますけれども、大仙市の場合はもうちょっとそれを緩めて連続

4回、5年間にしようかなということを予定しておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○委員長（後藤健） はい、佐藤委員。

○委員（佐藤文子） 今、防犯指導員、それから交通指導員の皆さんの条例そのものが廃止なる訳ですけれども、有償ボランティア活動そのものは、どうゆう条例根拠というか、何かあるのでしょうか。所謂、50数人もの防犯指導員、交通指導員いらっしゃるわけですけれども、その方々が活動をする、そして報酬を有償ボランティアとして支給することになる訳ですけれども、それを補償する根拠となる条例というのはいかにか作るのでしょうかということですか。

○委員長（後藤健） 佐々木次長。

○次長兼総務課長（佐々木隆幸） 佐藤文子委員のご質問にお答へします。本市におきましては、この有償ボランティアの方につきましては、別途要項を定めまして、条例規則ではなくて、要項を定めましてそのなかで運用していくという考えであります。秋田県のなかで、市のなかでも9割位が有償ボランティアという形で、各市が対応するというふうになっております。ですので、うちの方も有償ボランティアに対応するんですけれども、要項を定めて運用していくというふうになります。よろしくお願ひします。

○委員長（後藤健） よろしいですか。ほかに。はい、金谷委員。

○委員（金谷道男） 関連した質問で。有償ボランティアになるということは、交通指導隊の人方って、見てれば公用車いわゆる指導車を運転して週1回とか回ってるしおな。それをその要項の中で出来るようにすることになるのか。そういう業務を想定してない形でやるのかということ。もしかして結構事故あると思うんだよな。そういうボランティア中の事故に対してよ、今までは非常勤の公務員だから保障あったたども。今度はないという事になると思うもんだから。

○委員長（後藤健） 佐々木次長。

○次長兼総務課長（佐々木隆幸） 金谷道男議員のご質問にお答へします。交通指導隊の方の役割としましては、現在と変わりなく現行と同じような仕事をしていただきたいというふうを考えております。万が一の有事の際の保険等につきましては、これまでは公務災害でしたけれども、これからは民間の保険に加入いたしまして、保障をつけて活動していただくというふうに対応させていただきたいと思ひます。よろしくお願ひします。

○委員長（後藤健） ほかにございませぬか。渡邊委員。

○委員（渡邊秀俊） 手当あるっしべ勤勉手当と寒冷地手当。昔これ炭の代金と勤勉手当、これ民間ではねおな。だからずうっとこれねぐしてこの分、本給さ足せって言ってるんだよ。今だってあんまり給料安いってしゃべねでも、昔給料安いからああだのこうだのって言ってら時に。こういう手当を廃止して、この分を本給さ手当せば、相対的によげなるっしべ。それずうっと何十年たって言っても何も変わりねんだよな。だから何かそういうこと言える機会があったら、こういう意見があるから給与体系変えてけれどかって言ってもらうように。ちなみにだしよ、勤勉手当貰えない人っていねっしべ。おめ勤勉でねがら、まじめでねがら今回は手当なしよって人いねしべ。

○委員長（後藤健） 佐々木次長。

○次長兼総務課長（佐々木隆幸） 渡邊秀俊委員のご質問にお答えします。ご意見の方賜りました。何かのあった場合につきましては、そういう意見もあるということはお伝えしたいと思います。それから、期末手当の件ですけれども、すべての方がでるというわけではありません。

○委員（渡邊秀俊） 期末手当はいい、勤勉手当。

○次長兼総務課長（佐々木隆幸） すいません、勤勉手当は全ての方がでるわけではなくて。勤務した日数に応じたもの、それから人事評価によるものなどの評価をふまえて、満額出る人、満額出ない人、それからまったく出ない人というのも、例えば休んでいる方につきましては、まったく出ない場合もあるというふうになります。ですので個々のケースによりまして金額の方も変わりますので、ご了承願いたいと思います。

○委員長（後藤健） はい、渡邊委員。

○委員（渡邊秀俊） 関連して、正職員の場合の勤勉手当貰ってない人いねっしべ。

○委員長（後藤健） 佐々木次長。

○次長兼総務課長（佐々木隆幸） ただ今のご質問ですけれども、勤務をしていない日数が一定よりも多くなると、その方については働いている期間がないというふうに見なされて、でない方も中にはおります。そういうケースもあります。以上であります。

○委員長（後藤健） ほかにありませんか。佐藤委員。

○委員（佐藤文子） もう1点教えてください。給料表なんですけれども、新しいその会計年度のあれでいきますと、行政職1級から3級のその意味が、今度はちゃんと書かれている訳ですけれども、行政職1級は定型的又は補助的な業務。2級は知識又は経験を必要とする。3級になれば相当の知識又は経験を必要とするというふうなことになるわ

けですけれども。パートタイマーが圧倒的に多いというふうに言われているこの職務の級は、現状では2級3級というのにあたいする会計年度職員というのは、どれ位の割合でいらっしゃるものなのか。いずれにしても現状よりも不利益になるような給料となることにはならないようにすべきだと思っておりますけれども、具体的にその基準となる職務というふうな言葉からすれば、これに値する新しい会計年度職員で、どれだけの人数いらっしゃるのか参考までに。パーセントでもいいです。

○委員長（後藤健） はい佐々木次長。

○次長兼総務課長（佐々木隆幸） ご質問にお答えします。条例の方でも分類表ということで今回1級、2級、3級に基準となる職務ということで言葉を載せていただいております。大仙市職員として任命される訳で、やっぱりそれなりのきちとした身分の元で、それなりのお仕事をしていただくというふうになる形で、こういうふうな形に決めさせていただきました。それから、給与格付ですけれども、1級、2級、3級。1級はほとんどの会計年度任用職員が該当するものですが、2級、3級につきましては、特殊な資格を持っている。それから特殊な専門性がある業務について働いていただく、という形の方については2級と3級に該当する者がおります。2級なんですけれども現在のところ4名を想定しております。3級が6名、で残りの約650名位は1級に該当するという形になります。これ現在のところの数値で申し訳ございません。よろしく申し上げます。

○委員長（後藤健） 佐藤委員よろしいですか。はいどうぞ。

○委員（佐藤文子） 一般質問でも確認しましたけれども、いずれ現在の臨時、嘱託の給料がこれによって引き下がるということのないように、不利益を生じさせないように、どうかお願いしたいということだけは申し添えておきます。以上です。

○委員長（後藤健） ほかに、よろしいですか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（後藤健） なければ質疑を終結いたします。これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（後藤健） 討論なしと認めます。これより採決いたします。

本件は「原案のとおり可決」することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（後藤健） ご異議なしと認め、本件は、「原案のとおり可決」すべきものと決しました。

○委員長（後藤健） 次に、議案第133号「秋田県市町村総合事務組合同規約の一部変更について」を議題といたします。当局の説明を求めます。佐々木次長。

○次長兼総務課長（佐々木隆幸） それでは、議案書62ページをお願いします。

議案第133号、秋田県市町村総合事務組合同規約の一部変更について、をご説明申し上げます。当該組合の構成団体である北秋田市周辺衛生施設組合が、今年度をもって解散することに伴い、当該組合同規約の一部を変更する必要があります。

本案は、地方自治法の規定に基づき、秋田県市町村総合事務組合同規約の一部を変更するために、関係地方公共団体と協議を行うことについて、議会の議決を求めるものであります。議案書63ページと64ページ。こちらの方には秋田県市町村総合事務組合の規約から、北秋田市周辺衛生施設組合が削除される、規約の一部変更に関する協議書を添付しております。

この組合ですけれども、北秋田市と能代市、藤里町、上小阿仁村で構成している組合でありまして、運営しているし尿処理施設が老朽化のため廃止することに伴って、来年3月末で組合を解散するものであります。この規約の変更ですけれども、秋田県知事の許可を受けまして、令和2年4月1日から施行するものであります。

以上、議案第133号について、ご説明いたしました。よろしくご審議のうえ、ご承認賜りますようお願い申し上げます。説明を終わります。

○委員長（後藤健） 説明が終了いたしましたので、これより質疑を行います。質疑のある方はお願いいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（後藤健） なければ質疑を終結いたします。これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（後藤健） 討論なしと認めます。これより採決いたします。

本件は「原案のとおり可決」することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（後藤健） ご異議なしと認め、本件は、「原案のとおり可決」すべきものと決しました。

○委員長（後藤健） 次に、議案第150号「令和元年度大仙市一般会計補正予算（第8号）」を議題といたします。当局の説明を求めます。伊藤財政課長。

○財政課長（伊藤公晃） 財政課長の伊藤と申します。よろしくお願ひいたします。説明に入ります前に、本日同席しております財政課の職員を紹介させていただきます。財政班の班長、鎌田主幹でございます。管財班班長、大沼副主幹でございます。よろしくお願ひいたします。

それでは、議案第150号、令和元年度大仙市一般会計補正予算第8号の内、財政課所管分につきまして説明申し上げます。

資料ナンバー3、大仙市補正予算書の10ページをご覧ください。

2款1項4目10事業の庁舎管理費につきましては、南外庁舎屋上防水改修工事に係る経費といたしまして、2,200万円の補正でございます。南外庁舎につきましては平成2年に建築し、築29年が経過しております。屋上部分は全面的に老朽化しており、これまで大規模な改修をしてきた実績はございません。雨漏りが発生した場合は、応急的な修繕で対応してきておりましたが、被害が拡大してきており、今後、雪解け時期になるとその被害がますます大きくなる恐れがあると判断したことから、早期の施工により、雨漏りの解消と施設の長寿命化を図るため、防水シートの張替工事について補正をお願いするものでございます。

次に、同じく10ページと資料ナンバー3-1、主な事業の説明書の1ページをご覧ください。

2款1項8目10事業、財産管理費につきましては478万7千円の補正でございます。この事業は、旧大沢郷財産区より譲渡を受けた県行造林事業であり、県と市が5対5の割合で分収交付金を受け取ります。市では受け取った分収金につきまして協定書それから覚書により、その収入額の90パーセントを大沢郷財産管理会へ分配することとなっております。今回、立木処分に伴う売払収入が、当初予定しておりました材積を上回る実績となったことから、管理会へ配分する金額も増額となったため、不足する交付金について補正をお願いするものでございます。

以上、補正予算の内容につきまして説明申し上げましたが、よろしくご審議のうえ、ご承認賜りますようお願い申し上げます。以上でございます。

○委員長（後藤健） ありがとうございます。説明が終了いたしましたので、これより質疑を行います。質疑のある方はお願いいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（後藤健） よろしいですか。なければ質疑を終結いたします。これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（後藤健） 討論なしと認めます。これより採決いたします。

本件は「原案のとおり可決」することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（後藤健） ご異議なしと認め、本件は、「原案のとおり可決」すべきものと決しました。

○委員長（後藤健） 次に、継続審査となっております陳情第31号「田仲野地区の家屋移転希望者の家屋移転に関する陳情書」を議題といたします。

本件に関して、ご意見等をお願いいたします。委員の皆さんからご意見ございませんか。佐藤委員。

○委員（佐藤文子） 委員会で現地調査等、陳情者の皆さんによる説明会というふうなものの開いていただきまして、まず状況を見ましたけれども、現地の何よりも川がですね、非常に狭くて、そしてものすごい蛇行している。そういうふうなところに集まる水がポンプ等ではけるのかどうかという点では、非常にこう、あそこ周辺がすべて北側、西側、⑦東側から一斉に水が集まるということで、あの川が許容する水量というものは、それを補うだけのものではないというふうなこと考えると、いささかの豪雨が起きても、やはりあそこは浸水する可能性が非常に大きい土地ではないかと私は思いました。いずれ堤防を作っても増水すれば、あそこを遮断する、そういうこともあるわけです。今後の豪雨の状況などを考えますと、何らかの補償を受けながら移転をしたいという地域の要望はもっともではないかと私は思いますので、議会としては採択をすべきではないかというふうに私は思いました。

- 委員長（後藤健） 今、佐藤文子委員から意見が出されましたけれどもほかに。はい、小松委員。
- 委員（小松栄治） 水ついた人でなければ分からないということだしな。私の家も再三にわたって家が流されたりしておったんです。ただ、陳情書の中に移転もありますけれども、どうかきちっとした対応を望むということも一筆書かれておるようだしおな。と言うことは、排水ポンプ、これの要望もあるようなので、現地さ行ったときもそういうのあるので、その辺りもあるようなので、向こうの方では、まず最初の場合は移転もお願いしたいけれども、出来たら水ついた場合の排水もお願いしたいということなので、その辺り国交省の方さも、一応我々もどうということこの後になっていくことなるのかと、ということ水ついた後の経緯は何となっているかということ我々分からないので、その辺りも聞かなきゃならないんでないのかと私は思ってます。水ついた時の対処方法、又は、今のおり移転で良いか、ポンプの方で良いか、それを踏まえながら国の方の方針も聞いた方が良いんじゃないかなということなんです。
- 委員長（後藤健） はい、古谷委員。
- 委員（古谷武美） 小松委員と似たようなもんだと思うんですけども。移転となると費用も経費もかかると思いますし、あそこの所見てきて確かにそうなんですけれども。ほかにも、今回これ採択してしまいますと、ほかにも最初から移転という要望があるかもしれませぬ。で、さっき言ったようにポンプとか、最大限費用が掛からなくて住民の皆さんが安心できるような形、それをやってもらった方がいいんじゃないかと私は思います。
- 委員長（後藤健） 今、色々意見出ましたけれども暫時休憩して意見をとりまとめたいと思います。暫時、休憩します。

休 憩 14 : 38

再 開 15 : 05

- 委員長（後藤健） 再開いたします。休憩中の審査によりまして本件については一部採択の意見がありましたので、一部採択についてお諮りいたします。

本件、この陳情中「最善の策を講じてください」という項目がございます。その項目について採択とすることに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手 5人)

○委員長(後藤健) 挙手多数であります。よって本件は、項目「最善の策を講じてください」という部分について「採択」すべきものと決しました。

○委員長(後藤健) この際、お諮りいたします。一部採択した陳情第31号、「田仲野地区の家屋移転希望者の家屋移転に関する陳情書」は、執行機関に送付し、その処理の経過と結果の報告を請求したいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(後藤健) 異議なしと認め、そのように決しました。

○委員長(後藤健) 次に、陳情第32号「市議会として、秋田市新屋への地上イージス配備反対の意見表明を求める陳情」を議題といたします。

本件に関して、ご意見をお願いします。

暫時、休憩いたします。

休 憩 15:08

再 開 15:17

○委員長(後藤健) 委員会を再開いたします。それでは、休憩中の審査によりまして「採択」と「不採択」の意見がありましたので、これより挙手により採決いたします。

本件を、「採択」とすることに賛成の方は、挙手願います。

(挙手 2人)

○委員長(後藤健) 挙手少数であります。よって本件は、「不採択」すべきものと決しました。

○委員長(後藤健) 次に、陳情第35号の2「お金の心配なく、国の責任で、安心してらせる社会の実現のため社会保障制度の拡充を求める陳情【項目(2)】」を議題といたします。

本件に関して、ご意見をお願いします。はい、挽野副委員長。

○副委員長（挽野利恵） タイトルからして訳分らないなと思いつながら聴いてるんですけど。お金の心配なく、国の責任で、安心してらせる社会実現のためと書いてあるんですけど、私たちが今見てるのは2番の、不公平な税制を正し、この2番の、これがタイトルとどういふふうな関連があるのか、私はこの陳情自体の中身がどこを求めているのか、私は分らないなと思つて見ました。

○委員長（後藤健） ほかに意見のある方は。

暫時休憩いたします。

休 憩 1 5 : 1 9

再 開 1 5 : 3 5

○委員長（後藤健） 再開いたします。この件については挙手により採決をいたします。

本件を、「採択」とすることに賛成の方は、挙手願います。

（挙手 1人）

○委員長（後藤健） 挙手少数であります。よつて本件は、「不採択」すべきものと決しました。

○委員長（後藤健） 次に、陳情第36号「若い人も高齢者も安心できる年金制度の実現を求める陳情」を議題といたします。

本件に関して、ご意見をお願いします。暫時、休憩してご意見を求めます。

休 憩 1 5 : 3 6

再 開 1 5 : 4 0

○委員長（後藤健） 会議を再開いたします。本件につきましては挙手により採決いたします。

本件を、「採択」とすることに賛成の方は、挙手願います。

（挙手 1人）

○委員長（後藤健） 挙手少数であります。よつて本件は、「不採択」すべきものと決しました。

○委員長（後藤健） 次に、「閉会中の継続審査調査の申し出にかかる件について」、を議題といたします。

お諮りいたします。

所管事務にかかる閉会中の継続審査調査に関する件について、お手元に配付しました事件のとおり、議長に対し、閉会中の継続審査調査の申し出をしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（後藤健） ご異議なしと認め、そのように決定いたします。

○委員長（後藤健） 以上で、付託された事件の審査はすべて終了いたしました。

なお、本委員会の「審査報告書」及び「委員長報告」の案文につきましては、委員長にご一任願いたいと思っておりますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（後藤健） ご異議なしと認め、そのように決定しました。

○委員長（後藤健） これをもちまして、総務民生常任委員会を閉会いたします。長時間にわたり、大変お疲れさまでした。

午後 3 時 4 2 分 閉会

委員会条例第 29 条第 1 項の規定により、ここに署名する。

令和 年 月 日

総務民生常任委員会委員長 後 藤 健